

○財務省告示第二百九十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十一年八月七日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十一年九月八日

財務大臣 与謝野 馨

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第三百一

回）

二 発行の根拠 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政

投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律（平成二十一年法律第十七号）第二条第一項

並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定

の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募

四 発行方法

の決定を受けた各申込みの応募

十 イ	十 一	九	八	二	八	口	イ	七	二				
発 行 格 競 争	行 行 格 競 争	振 替 単 位	最 低 額 面 金	行 争 非 者 特 国 債 市 場	行 争 非 者 特 国 債 市 場	札 発 行 入 札 競 争	札 発 行 入 札 競 争	入 札 競 争 額	行 争 非 者 特 国 債 市 場				
額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 三 十 八	平 成 二 十 一 年 八 月 七 日	す る 。 の 整 数 倍 の 金 額 に よ る 最 低 額 の と	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 の 金	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	五 万 円	二 千 六 百 六 十 億 八 千 六 百 五 十 万	千 七 百 二 十 七 億 五 百 二 十 万 円	九 十 四 万 二 千 五 百 八 十 九 万 六 千	一 兆 九 千 二 百 五 十 三 億 四 千 四 百	で 二 千 六 百 五 十 億 円	た り 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し	特 別 会 計 に 関 す る 法 律 第 四 十 六

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非 入
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発 競 札
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争 発
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 、 入 行

銭 額 銭
面 以
金 上
額 の
百 そ
円 れ
に ぞ
れ
つ の
き 必
百 募
円 価
四 格
十
一

(一) 年

一
募
入
五
パ
ー
セ
ン
ト
は
、
募
入
決
定
の
通
知
を
受
け
た
者
は
、
払
込
金
額
に
加
え
、
次
の
算

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.5 \times 48}{100 \times 365}$$

(二)

に 係 る 所 得 税 が いて、その利子
に 係 る 所 得 税 が いて、その利子
の 座 記 録 簿 中 の
口 記 録 簿 中 の
に つ い て は、前記の
よ り 算 出 し た 金 額
に 百 分 の 二 の 該 国 債
の 金 額 を 算 入 し、
該 行 取 扱 債 権 非 居
時 額 金 額 にお いて、
に 係 る 所 得 税 が いて、
の 座 記 録 簿 中 の
口 記 録 簿 中 の
に つ い て は、前記の
よ り 算 出 し た 金 額
に 百 分 の 二 の 該 国 債
の 金 額 を 算 入 し、
該 行 取 扱 債 権 非 居

十四 初期利子

住者又は外国人である場合には、前記(一)の算式による場合は、出た金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得の税率を乗じた金額を控除することができる。
平成二十一年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下規定する期日及び第十六号において同じ)。

$$\text{額面金額} \times \frac{1.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払い、その日以、前六ヶ月間に属する利子を支払う。

十六 償還期限

平成三十一年六月二十日額面金額百円につき百円

十七 償還金額

日本銀行から通知を受けた者

十八 払入参加

平成二十一年八月七日

十九 払場所

財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日

平成二十一年八月七日